

丹波市男女共同参画推進条例の項目内容検討資料

資料3

項目	趣 旨	内 容	H28.4施行 H27.7施行 H17.12施行						
			丹波市(案)	姫路市	川西市	尼崎市			
前文	条例制定の背景又は趣旨を象徴的に述べる	個人の尊重と法の下での平等（憲法）	○	○	○	○			
		これまでの市の取組	○	○	○	○			
		現状の課題	○	○	○	○			
		少子高齢化、人口減少、地域や家族形態の変容	○	○	○	○			
		地域活力の向上の必要性	○	○	○	○			
		市の特徴	○	○	○	○			
目的	条例制定の目的を明らかにする	基本理念や市等の責務を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進することで男女共同参画社会の形成に寄与する。	○	○	○	○			
基本理念	条例の基本理念を明らかにする	男女の人権の尊重 ※姫路市は、多様な性についても言及	○	○	○	○			
		社会における制度又は慣行が及ぼす影響についての配慮	○	○	○	○			
		政策・方針の立案及び決定への共同参画の機会確保	○	○	○	○			
		家庭生活における活動とその他の活動の両立	○	○	○	○			
		男女の生涯にわたる健康の確保	○	○	○	○			
		国際的協調	○	○	○	○			
		市民等の協働	○	○	○	○			
		多様な選択の保障	○	○	○	○			
定義	条例において用いる語句の意義を定める	※条例における用語説明のため、条文検討時に記載項目を決定							
市等の責務	市、市民、事業者等の役割を明らかにする	市の責務	男女共同参画推進施策の策定・実施 ※姫路市は積極的改善措置を含む。当市案も同様。	○※	○※	○	○		
			市民との協働、国・県等との連携	○	○	○	○		
			体制整備と財政上の措置 ※姫路市は、別条項(基本的施策内)で記載。当市案も同様 ※※尼崎市は財政上の措置のみ基本的施策で記載。	※	※	○	※※		
			他の施策を実施する際の男女共同参画推進への配慮 ※姫路市は別条項(基本的施策内)でも記載。川西市は別条項のみで記載。 当市案は川西市と同様		○		○		
			模範となる率先した取組と職員の認識向上	○	○				
			市民の役割(川西市) 市民の責務(尼崎市・姫路市)	○	○	○	○		
		事業者等の責務	事業者の役割(川西市) 事業者の責務(尼崎市・姫路市)	市の施策への協力	○	○	○	○	
				事業活動における男女共同参画の推進	○	○	○	○	
				職場における対等な参画機会の確保及び就業環境の整備	○	○	○		
				市の施策への協力	○	○	○	○	
			市民公益活動団体の役割(川西市) 市民団体の責務(姫路市)	運営・方針の立案及び決定への共同参画の環境整備	○	○	○		
				市の施策への協力	○	○	○		
				教育関係者の役割(川西市) 教育関係者の責務(姫路市)	基本理念に基づいた教育の推進	○	○	○	
					市の施策への協力	○		○	

①

②

③

④

⑤

⑥

項目	趣 旨	内 容	丹波市(案)	姫路市	川西市	尼崎市	
性別による権利侵害の禁止	条例において禁止することとする男女共同参画を阻害する行為を明らかにする	差別的取扱い	○	○	○	○	
		セクシュアル・ハラスメント	○	○	○	○	
		ドメスティック・バイオレンス	○	○	○	○	
		その他の性別の違いを背景とした権利侵害	○	○			
		性同一性障害を有すること又は身体上の性別が不明瞭による人権侵害の禁止			○		
公衆に表示する情報に関する留意	男女共同参画に関して留意する表現について記述する	性別による固定的な役割分担及び暴力的行為	○	○	○	○	
		著しく性的感情を刺激する表現	○	○	○	○	
基本的施策	条例において市が実施することとする基本的な施策について明らかにする	男女共同参画計画	男女共同参画社会基本法に規定する男女共同参画計画の策定	○	○	○	○
			市民の意見反映	○	○		○
			審議会の意見聴取	○	○	○	○
			計画の公表	○	○	○	○
			変更の際の準用	○	○	○	○
		施策策定にあたっての配慮	施策の策定及び実施にあたり、男女共同参画の推進に配慮する	○	○	○	
			積極的改善措置 ※姫路市は、市の責務の中で記載。当市案も同様	※	※	○	
		推進体制の整備	男女共同参画の推進のために必要な体制を整備する ※ 姫路市は財政上の措置についてここで記載。当市案も同様。 ※※川西市は市の責務のところと言及	○※	○※		
		附属機関等への共同参画の機会確保	男女の数の均衡に配慮	○			○
			男女それぞれの構成員の数が10分の4以上となるよう努める		○		
		市民等の理解を深めるための措置	男女共同参画社会の実現に向けて、市民及び事業者等の理解を深めるために必要な措置を講ずる	○	○	○	○
		市民等に対する支援	情報の提供等の必要な支援を行う	○	○	○	○
		事業者等への支援等	情報の提供等の必要な支援を行う				○
			事業者に対し、男女共同参画社会づくりの状況に関する調査への協力を求める				○
		ワーク・ライフ・バランスの推進	啓発、制度等の必要な支援を行う	○		○	○
		防災及び減災の分野における施策の推進	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策及び被災者支援	○		○	
		学校教育及び社会教育での推進	学校教育及び社会教育での教育又は学習の充実 ※姫路市は、教育関係者の責務として別途記載	○	※	○	○
		市における男女共同参画機会の確保	女性職員の職域の積極的な拡大及び能力開発				○
		配偶者等からの暴力の防止等	暴力の防止及び被害者の保護、自立支援	○			○
		推進員等	男女共同参画促進施策の実施を図るための推進員等の設置				○
苦情等への対応	男女共同参画推進施策に関する苦情への対応	○	○	○	○		
	必要に応じ審議会の意見聴取	○	○	○	○		
	性別による差別的取扱い等の相談への対応	○	○	○	○		
	苦情処理委員の設置				○		
調査研究	男女共同参画計画の策定や施策を効果的に実施するため、国や県の動向や市の施策の実施状況、市民意識について調査研究する。	○	○	○	○		
拠点施設	男女共同参画センター(仮称)を男女共同参画を推進するための拠点施設とする。	○	○	○			
年次報告	市長は、男女共同参画計画に基づく施策の進捗に関する報告書を作成し、公表する。	○	○	○	○		

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

項目	趣 旨	内 容	丹波市(案)	姫路市	川西市	尼崎市
審議会の設置	審議会の設置に関する根拠規定	男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、男女共同参画審議会を置くことを記述する。 ※川西市は、別途、附属機関に関する条例により規定	○	○	※	○

⑳